

市町村子ども・子育て支援事業計画に記載する項目について

計画策定にあたっては、以下の項目の検討が必要となります。

子ども・子育て支援の意義

◎子ども・子育てビジョン、子ども・子育て関連3法の趣旨など、計画策定の意義

幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

◎幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方（基本理念など）

◎子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携・協働体制

子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項（事業計画作成指針）

◎子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

◎幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての現在の利用状況、利用希望

◎市町村間の調整、県との協議・調整について

必須記載事項

◎教育・保育提供区域の設定

◎各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期

◎地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期

◎幼児期の学校教育・保育の一体的提供、当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

任意記載事項

○産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

・児童虐待防止対策の充実

・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

・障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

○労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

・仕事と子育ての両立のための基盤整備

計画の推進にあたって

○計画の推進への定期的な点検・評価について

○地方版子ども・子育て会議（本会議）の役割と運営について

○制度の周知と当事者の意見の反映

■子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

次世代育成支援行動計画から子ども・子育て支援事業計画への移行に向けては、現行計画をふまえて、新しい計画に掲載すべき内容の検討を進めていくこととなります。

善通寺市次世代育成支援行動計画(後期計画)

施策の体系

- 1 安心して子どもを産める環境づくり
 - (1) 子ども課の設置
 - (2) 「満足できるお産」の普及
 - (3) 子ども・家庭支援センター整備構想の実現
 - (4) 親・子育ての出発点からの総合的なコーディネート
- 2 健やかなこどもの成長支援
 - (1) 母子の健康づくりと食育の推進
 - (2) 要保護児童対策の強化
- 3 保育サポートの充実
 - (1) 保育所環境の充実
 - (2) 保育サービスの充実
 - (3) 在宅児も含めた預かり支援の充実
 - (4) スタディーアフタースクールの充実
- 4 子育て家庭の社会的孤立の解消
 - (1) 地域子育て支援センターの機能強化
 - (2) 情報提供・相談の充実
 - (3) 親子が気軽に立ち寄れる場所への支援
 - (4) 地域ボランティア活動の活性化
- 5 子育てにかかる経済的負担の解消
 - (1) 各種手当や制度の適正な見直し・周知
- 6 子育てを支援する生活環境の整備
 - (1) 子育てに配慮した居住環境施策の推進
 - (2) 交通安全対策、防犯対策、その他事故防止対策の徹底
 - (3) 子育てバリアフリーのまちづくり
- 7 子育てに対する周囲の協理解解の促進
 - (1) 家庭内・地域における協理解解の促進
 - (2) 企業による子育て支援の促進
- 8 心の通った子どもの育成
 - (1) 多様な遊び場の確保
 - (2) 幼少一元化の推進と幼児教育の振興
 - (3) 学校教育環境の充実、家庭教育への支援
 - (4) 地域資源を活かした育成環境の整備
 - (5) 非行防止、有害環境への対策
- 9 次世代の親育て
 - (1) 子どもを生み育てることの意義の学習
 - (2) 不安定就労若年者への啓発・支援

市町村子ども・子育て支援事業計画

< 必須記載事項 >

- ◎教育・保育提供区域の設定
- ◎各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- ◎地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- ◎幼児期の学校教育・保育の一体的提供、当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

< 任意記載事項 >

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
 - ・児童虐待防止対策の充実
 - ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - ・障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
 - ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
 - ・仕事と子育ての両立のための基盤整備

子ども・子育て支援事業計画の構成（案）

国で示されている計画概要をふまえ、子ども・子育て支援事業計画の構成案は、以下の通りとなります。

第1章	計画の策定にあたって	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 計画策定の背景 (2) 計画の期間 (3) 計画の法的根拠 	<p>子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方や概要について記載。</p>
第2章	子ども・子育てを取り巻く現況と課題	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 就学前人口を含む人口の推移及び今後の動向 (2) 保護者のニーズの多様化 (3) 配慮を要する子どもの増加 (4) 地域の子育て支援 (5) アンケート結果 (6) 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価・検証 	<p>市の子ども・子育てに関連する社会的動向や統計、アンケート結果等について分析し、課題を抽出。</p>
第3章	計画の基本理念及び施策の展開	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子ども・子育ての基本理念と目指す子どもの姿 (2) 目指す子どもの姿を実現させる取り組み 	<p>市の総合計画や関連計画の内容を踏まえた“善通寺市の子ども・子育て像”を検討。</p>
第4章	子ども・子育て支援事業計画【必須項目】	
	<p>【必須記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 区域の設定 (2) 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係るニーズ量の見込み (3) 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容、実施時期 (4) 幼児期の教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策 (5) 目標事業量の設定 	<p>子ども・子育て支援事業計画に該当する部分として、【必須記載事項】である区域の設定、目標事業量の設定及び事業量等の確保方策について内容を掲載。</p>
第5章	基本施策の展開【任意項目】	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 安心して子どもを産める環境づくり (2) 健やかなこどもの成長支援 (3) 子育て家庭の社会的孤立の解消 (4) 子育てにかかる経済的負担の解消 (5) 子育てを支援する生活環境の整備 (6) 子育てに対する周囲の協力理解の促進 (7) 心の通った子どもの育成 (8) 次世代の親育て 	<p>【任意記載事項】については、基本的には現行の次世代育成支援を踏襲することで、切れ目のない施策展開を検討する。また、市が重点的に取り組む項目について記載することも可能。</p> <p><u>第5章の記載方法については、今後検討。</u></p>
第6章	推進体制	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 計画の推進に向けて (2) 計画の点検・評価等 	

※内容は、今後検討を進める中で、変更する場合があります。